

虐待防止のための指針

ルミエラグループ

1 障害者虐待のための基本方針

ルミエラグループ（以下「事業所」という。）は、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を確保するため「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の防止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定する。

2 本指針の対象事業所

本指針は、ルミエラグループが運営する以下の事業所を対象とする。

- ・ルミエラ豊橋（運営法人：株式会社日本体験センター）
- ・ルミエラ白井（運営法人：合同会社 1.Vars）

3 虐待の定義

・身体的虐待

暴力や体罰によって身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

・性的虐待

性的な行為やその強要、性的羞恥心を喚起する行為の強要、性的嫌がらせを行うこと。

・心理的虐待

障害者に対する著しい言葉の暴力や威嚇的な態度、無視など、相手を傷つける態度や暴言を行うこと。

・放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

・経済的虐待

本人の同意なしに（あるいはだますなどをして）財産や年金、賃金を勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

4 虐待防止委員会に関する事項

事業所は虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 虐待委員会の構成委員

- ・委員会責任者 岡田
- ・虐待防止委員 三輪・白田・辻・山口

③ 虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。また、必要な際は、随時委員会を開催します。

④ 虐待防止委員会の役割

- ・虐待に対する指針、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ・虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・虐待防止の研修内容に関すること
- ・虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ・虐待が発生した場合の原因分析と再発防止策に関すること
- ・再発防止策に講じた再にもその効果について評価に関すること

5 職員研修の実施

職員に対する障害者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における虐待防止を徹底する内容とし、次のプログラムを実施する。

- ・すべての職員に研修の実施を行う。研修の実施は年1回以上とする。
- ・新規採用時には必ず研修を実施し、虐待防止方針の理解と実績を身につける。
- ・研修の実施内容については、研修資料、実施概要等を記録する。

6 虐待等が発生した場合の対応方法について

虐待が発生、または疑われる場合は、障害者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、速やかに委員会責任者・障害者虐待防止の担当者に報告する。また同時に市町村や管轄地域包括支援センターに報告する。

緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7 指針の閲覧について

当指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族が閲覧できるようにホームページ等にも公表し、またファイルにて保管します。

付則

令和5年10月1日より施行する

令和6年11月1日改定

令和8年4月1日改定